

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和5年度原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の範囲内で実施することとし、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 円安等の影響により、燃油や資材等の価格が長期的に高騰し、原木乾しいたけ生産者の経営に大きな影響を与えているなか、安定的な生産の維持を図るため、種菌及び燃油代の高騰分の支援を行うことを目的とする。

(補助単価、補助率及び事業主体等)

第3条 補助単価、補助率及び事業主体等は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けようとする場合には、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金の増減をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、必要に応じて事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、令和6年3月8日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監督等)

第13条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

2 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業の実施に関し、知事の指導監督を拒むことはできない。

(補助金交付決定の取り消し等)

第 14 条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産の譲渡等)

第 15 条 補助事業者及び事業実施主体は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、この補助事業により取得した財産を本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

(書類の経由)

第 16 条 この要綱により知事に提出する書類は、補助事業者が直接知事に提出するものとする。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者、事業実施主体、森林組合及び農業協同組合は、この要綱により知事に提出した書類及び補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 令和6年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においてもその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

メニュー	事業区分	事業主体	事業実施主体	補助対象経費 (補助単価)	補助率
原木乾しいたけ生産環境改善支援事業	(1) 種菌代の高騰差額分 に対する支援	愛媛県森林組合連合会	生産環境（散水、防風、庇陰施設）の改善に取り組む者	原木しいたけ用種菌代に対して 0.5625円/駒 (オガ菌については700駒/瓶として換算)	1/2以内
	(2) 燃油代の高騰差額分 に対する支援			原木乾しいたけ生産量に対して 104円/kg	
	(3) 事務費			(1) 及び (2) の事業実施の指導監督等を行うのに要する経費（人件費、賃金、旅費、需用費、役務費、その他知事が必要と認める経費）	

様式第1号（第4条関係）

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

令和5年度において、愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業を下記のとおり実施したいので、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第4条に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
計				

3 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
県補助金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予算額	備 考
合 計		

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業を下記のとおり変更したいので、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

(注)

1. 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とすること。
2. 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業を中止（廃止）したいので、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由	
2 中止の期間 （廃止の時期）	

（注） 不用な文字は、削除すること。

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注） 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業の遂行状況について、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金 交 付 決定額	事 業 の 遂 行 状 況				備考
	月 日までに完了したもの		令和 年 月 日以降に 実施するもの		
	補助金	出来高 比 率	補助金	事 業 完 了 予定年月日	
円	円	%	円		

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業の実績について、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業費総括表

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
計				

3 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増△減	備 考
県補助金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予算額	決算額	差引増△減	備 考
合 計				

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金について、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第9条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
¥ _____
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
¥ _____
- 4 補助金返還相当額（3－2）
¥ _____

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第7号（第11条関係）

令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金について、令和5年度愛媛県原木乾しいたけ生産環境改善支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。